

○国土交通省告示第五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年一月二十一日

国土交通大臣 大島 章宏

第1 起業者の名称 西日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道東九州自動車道新設工事（門川インターチェンジから都農インターチェンジ（仮称）まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、町道及び農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 宮崎県日向市大字財光寺字樋ノ口、字大谷尻及び字池ノ田、大字平岩字下モノ原、字恵良ノ田、字ウド山、字北前田、字橋ノ口、字中島、字岩淵、字清水ノ元、字馬込、字馬込南畑、字馬込奥、字岡、字三拾歩、字谷口、字平尾、字本村、字コウ地、字中ノ別府、字ミコノ子、字金ヶ浜、字加原及び字ナガソ、大字幸脇字西境川、字天狗日暮及び字宮田、大字美々津町字田代ヶ原、字美山ヶ辻及び字井手口並びに大字東郷町山陰字落鹿、字日平、字山ノ口及び字向ヲ原地内

宮崎県児湯郡都農町大字川北字境谷、字舟川、字舟川前田、字舟川中原、字舟川尾立、字榎谷、字西尾立、字内野後原、字木戸平、字荒崎平、字馬場口、字菰生尾立、字俵石、字湯牟田、字朝草原、字竜ヶ平及び字尾立地内

- 2 使用の部分 宮崎県日向市大字平岩字恵良ノ田、字北前田、字橋ノ口、字中島、字岩淵、字コウ地、字金ヶ浜及び字加原、大字幸脇字西境川、字天狗日暮及び字宮田、大字美々津町字田代ヶ原及び字美山ヶ辻並びに大字東郷町山陰字落鹿、字日平及び字向ヲ原地内

宮崎県児湯郡都農町大字川北字境谷、字舟川、字舟川前田、字木戸平、字俵石及び字湯牟田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字堂ヶ内地内の門川インターチェンジから同県児湯郡都農町大字川北字尾立地内の都農インターチェンジ（仮称）までの延長約33.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東九州自動車道新設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道、町道及び農

業用水路付替工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道東九州自動車道新設工事」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用水路に関する事業に該当する。本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路等の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道のうち、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路の新設について、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、西日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する事業許可を受けていることなどから、起業者である西日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

高速自動車国道東九州自動車道(以下「東九州道」という。)は、北九州市を起点とし行橋市、大分市、延岡市、宮崎市、日南市、鹿屋市等を経て鹿児島市に至る延長約436kmの路線であり、東九州地方の各都市間を結ぶとともに、高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線等と連絡することにより九州地方における広域的な連携を図り、東九州地方内外の連携の強化及び交流の拡大により、地域産業及び地域経済の活性化、沿線諸都市の発展等に資することを目的とするものである。

東九州道が通過する宮崎県延岡市、同県東臼杵郡門川町及び日向市は、化学、繊維等の製造業が盛んであり、宮崎県の産業及び経済の発展に重要な役割を担っている。しかし、これら工業製品の物流や人的な移動は専ら自動車に依存しているにも

かかわらず、これらの地域においては、宮崎市や北九州市をはじめとする県内外の各都市への移動のみならず、宮崎空港等への移動にも多大な時間を要していることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保を図るため、高速交通ネットワークの構築が強く求められている。

また、東九州道と並行し東九州地方を南北に縦貫する一般国道10号のうち、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、東九州地方における物流等による通過交通と地域住民の日常的生活の利用による地域内交通とがふくそうしており、自動車交通量が多く、各所において交通混雑が発生していることから、円滑な自動車交通が阻害されている状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、日向市美々津地内で21,957台/日、児湯郡都農町川北丸溝地内で22,089台/日であり、混雑度はそれぞれ1.72、1.41となっている。

本件事業の完成により、延岡市や日向市を中核とする地域と、宮崎市や北九州市をはじめとする県内外の各都市、宮崎空港等との間に高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、東九州地方内外の連携の強化及び交流の拡大が図られることから、当該地域で生産される工業製品の市場圏の拡大などにより、地域産業及び地域経済の活性化に寄与することが認められる。また、現道の主要幹線道路としての機能を本路線が補完及び代替することから、現道の円滑な自動車交通の確保にも寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である宮崎県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年9月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、騒音の評価項目について一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成19年5月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカマキリの生息が確認されているが、生息する河川を橋梁で通過するため生息環境の改変は少ないことなどから影響は軽微であると評価されている。同じく準絶滅

危惧として掲載されているチュウサギの生息が確認されているが、本件起業地周辺には同様の生息環境が広範囲に分布することから、影響は軽微であると評価されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているオナガカンアオイ及びキバナノツキヌキホトトギス、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタチバナ、準絶滅危惧として掲載されているサクラバハンノキの生育が確認されたが、生育環境の改変は行われなないことなどから、影響は軽微であると評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が39箇所存在するが、このうち15箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺物は確認されていない。起業者は引き続き残る24箇所についても宮崎県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、延岡市や日向市を中核とする地域と宮崎市や北九州市をはじめとする県内外の各都市等との間における高速交通ネットワークの形成、自動車交通の高速化及び定時性の確保を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成8年10月17日に都市計画決定され、平成13年5月31日及び平成18年12月25日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、道路規格及び車線数等を除き、当該都市計画と整合しているものである。

なお、本件事業の事業計画は4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、本件事業については、都市計画決定された区域の範囲内において、支障及び近接する物件数、事業に要する期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事並びに市道、町道及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

## (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、延岡市や日向市を中核とする地域においては、自動車交通の高速化及び定時性の確保のため、高速交通ネットワークを早期に整備する必要があるとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の市長等からなる東九州軸地方都市圏連携推進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮崎県日向市役所及び児湯郡都農町役場